

賛助会員規約

この会員規約(以下「本規約」といいます)は、一般財団法人江戸・東京歴史文化ルネッサンスの会(以下「当会」といいます)の定款第56条2項に基づき設ける、賛助会員の入会及び退会並びに年会費等に関し必要な事項を定めます。

第1章 会員の種別

第1条(会員)

1. 当会では、当会の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び法人・団体を対象に、賛助会員制度を設けます。
2. 賛助会員は、申込口数に応じて、特別会員、正会員、準会員の3種類の会員区分とします。
3. 賛助会員の年会費は、個人会員は1口5千円、法人会員1口1万円とします。

【表】賛助会員 会員種別・会員区分による年会費

会員種別	会員区分	年会費(口数)	金額
個人会員	正会員	2口以上	1万円以上
	準会員	1口	5千円
法人会員	特別会員	30口以上	30万円以上
	正会員	10口以上	10万円以上
	準会員	3口以上	3万円以上

4. 会員の種別・区分により、会員が参加できる当会の事業活動に関しては、別に定めます。
※詳細は随時 HP 等でお知らせします。

第2章 入会申込・成立

第2条(入会申込)

1. 入会の申込をする者は、当会が別に定める入会申込書(又は郵便振替払込取扱票)に必要な事項を記入し、代表理事に提出するとともに、別表のとおり、会員の種別・区分により定められた口数に応じた年会費を振り込むこととします。

第3条(入会の成立及び拒絶)

1. 入会は、前条に定める入会申込(入会申込書の提出及び年会費の納入)を行ったうえ、当会が指定した金融機関口座に入金の確認ができた時に成立します。
2. 前項の申込内容に不正または虚偽の記載があった場合、代表理事は理事会の承認を得て、入会を認めないことがあります。
3. 入会を認めない場合は、速やかにその理由を付した書面をもって本人に通知します。

第4条(会費納入)

1. 会員は入会するに際して会員の種別・区分により定められた口数の年会費を納入しなければなりません。
2. 高額寄付者や当会の活動に多大な貢献を行うなど、理事会の承認により会費を免除することがあります。

第5条(会員資格有効期間)

1. 会員資格有効期間は入会成立年月日から1年とします。
2. 会員資格有効期間の起算日は、入会が成立した日とします。
3. 有効期間が満了する場合、当会は継続のための案内を会員に通知します。
4. 会員資格は、会費の振込みを当会が確認することをもって継続されます。
5. 振込まれた会費等は返還いたしません。

第3章 会員資格の停止・除名等

第6条(会員資格の停止または除名)

1. 当会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、理事会の議決を経て会員資格を停止、又は、除名することがあります。
(1)違法行為または著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき。
(定款、諸法令、公序良俗の違反/誹謗中傷、プライバシー侵害/商標権、著作権、財産権の侵害/不正な入会申込/当会の名誉・信用失墜行為/宗教、思想、政治活動/商品販売・勧誘/他団体・組織への勧誘/反社会勢力者)

- (2) 正当な理由がなく会費を2年以上滞納したとき。
- (3) その他、当会が会員として不適当と判断したとき。
- 2. 除名を行おうとする場合は、理事会での議決の前に当該会員に弁明の機会を与えることとします。
- 3. 会員資格の停止、除名を行った場合、当会は当該会員に対し、振込まれた会費等拠出金品の返還はいたしません。

第7条(会員の資格の喪失)

- 1. 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失します。
 - ① 退会届の提出をしたとき。
 - ② 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
 - ③ 除名されたとき。

第8条(退会)

- 1. 会員は、会員本人の次の登録情報を記載した退会届を代表理事に提出することにより、任意に退会することができます。
 - ① 氏名(法人の場合は法人名)
 - ② 住所
 - ③ 電話番号
- 2. 前項の場合、既納の年会費、寄付金は、いかなる理由があっても返還いたしません。

第9条(会員資格有効期間終了に伴う措置)

- 1. 会員資格有効期間が過ぎ、当会からの通知があった後も、当会が当該会員の更新の意思及び会費の払込を確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合には、会員の資格を停止し、当会に債務があった場合は、速やか清算することとします。

第 4 章 商号及び商標等の利用

第10条(当会の商号及び商標等の利用制限)

- 1. 当会が定めた商号及び商標等を利用しようとする場合は、理事会の承認を得る必要があります。
- 2. 当会の機関紙、ホームページ、ブログ及びマスコミ発表記事等、当会に関わる情報を利用とする場合は、代表理事の承認を得る必要があります。

第11条(損害賠償)

- 1. 会員が、法令、当会が定める諸規約に違反し、またはそれに類する行為によって当会が損害を被った場合、当会に対して損害賠償の責めに任じます。
- 2. 会員資格を失った場合も同様です。

第 5 章 補 則

第12条(規約事項の追加・改正)

- 1. 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次追加及び改正するものとします。

第13条(会員規約の変更)

- 1. 当会は、円滑な運営のために必要とされる場合は、理事会の議決を経て、本規約を変更することがあります。

第14条(補則)

- 1. 上記の他、本規約の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定めるものとします。

(2017年3月24日 制定)
以上